

はじめに

良好な景観は、そこに暮らしている全ての人たちの理解と様々な取組によって形成されるものであり、次の時代へと継承されていくべき市民共通の資産です。良好な景観を形成することは、市民生活に潤いや豊かさをもたらし、まちに対する愛着と誇りを生み出します。

このような認識のもと、札幌市では昭和 56 年(1981 年)から景観施策を展開し、景観法^{※1}が制定されて以降は「札幌市都市景観基本計画（平成 9 年策定）」や「札幌市景観計画（平成 19 年策定）」に基づき取組を進めてきました。

しかしながら、近年、人口減少・超高齢社会の到来など、社会経済情勢が大きく変化してきていることに加え、新たな上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成 25 年策定）」が策定されたことなどから、これらの 2 つの計画を見直すこととしました。

今回の見直しでは、景観法において景観計画に定めるものとされている届出に関する基準等に限らず、札幌市の景観施策の総合的な指針としての役割を重視して、多様な内容を盛り込むこととしました。

そのため、「第 2 章 札幌の景観特性」では、取組の具体化にあたって踏まえるべき重要事項として、札幌の景観特性について様々な視点から整理しました。

また、「第 5 章 良好な景観の形成に向けた取組」では、これまでの景観計画にも位置付けてきた届出や景観資源の取組に加え、地域ごとの景観まちづくりや普及啓発も新たに施策の柱として位置付けました。さらに、景観法に基づく届出等は基本的に期限が限定される取組ではありませんが、今回の見直しで新たに位置付けた個々の取組についてはおおむね 5 年以内を目途として確実に推進していくことを明らかにするため、計画期間を設定したうえで、取組のロードマップ^{※2}を示しています。

この計画は、景観法に基づく届出に関わる事業者や行政だけでなく、市民を含めて全ての人々が良好な景観の形成に向けて取り組む際の一助となるよう策定したものです。

※1 **景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）** 都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

※2 **ロードマップ** 目標等の実現に向けた道筋。行程表。

第1章 目的と位置付け



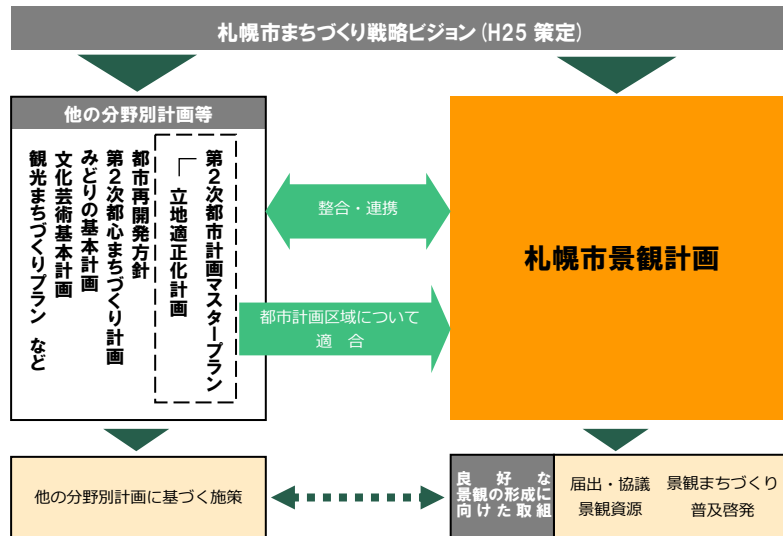
1-1 計画策定の目的

札幌の魅力を高めていくうえで、良好な景観を形成することは重要な課題の一つです。良好な景観が形成されることで、市民の街への愛着や誇りが醸成されるとともに、イメージの向上等による観光客の増加や民間投資の誘発など、経済的にも良い影響をもたらすと考えられます。

「札幌市景観計画（以下「この計画」という。）」は、札幌の景観形成の総合的な指針として、理念や目標、方針等を明らかにするとともに、その実現に向けた取組などを定めるものです。今後、この計画を市民・事業者・行政等が共有し、相互に連携して、持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進することを目的とします。

1-2 位置付け

この計画は、平成9年(1997年)策定の札幌市都市景観基本計画と、平成19年(2007年)策定の札幌市景観計画を統合し、新たに「札幌市景観計画」として策定するものです。



【根拠法】

- ・景観法第8条第1項の規定による「良好な景観の形成に関する計画」として定め
ます。

【上位計画等との関係】

札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。

また、景観法第8条第7項の規定により、この計画のうち都市計画区域についての内容は、第2次札幌市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）に適合するものとして定めます。

1-3 計画の前提

(1) 景観のとらえ方

「景観」とは、一般的に景色や眺めなどを意味する言葉です。この景観を構成する要素には、まず、山並みや緑地、河川等の「自然」的要素と、建築物や道路、橋りょう等の「都市」的要素があります。また、気候風土等に根差した生活・文化が街並みの特徴として表れたり、多くの人が集うイベントや人の往来が街の雰囲気醸し出すなど、「人（暮らし）」も景観を構成する要素です。

このように景観は、そこに住み、訪れる全ての人々に関わりがあり、目に見えるものだけではなく、それが形づくられた背景や人々がまちに抱く印象など、幅広い視点でとらえることが重要です。

さらに景観は、対象物との距離、季節や時間、景観をとらえる主体（見る人）など、以下のような要因で見え方に変化が生じます。景観形成に向けた取組を推進するためには、こうしたとらえ方を踏まえることも重要です。

空間的要因

景観は、近景・中景・遠景など、距離による見え方で分類できます。

近景は建築物の外壁の素材や樹木の葉の様子などが認識でき、中景は街並みを構成する建築物や樹木等の色や形などが認識できます。遠景は山並みや空等を背景とした眺めや、山や展望台など高いところからの眺めであり、明暗によって形態を認識できます。

また、視線の方向や視点の移動の有無により、**仰瞰景観**・**俯瞰景観**^{※3}や**シーン景観**・**シークエンス景観**^{※4}といった分類もできます。

時間的要因

四季の変化が鮮明な札幌では、季節によって鮮やかに色彩が変化します。夏は緑、冬は白という2つの色が背景色となりますが、早春や晩秋など色彩の乏しい時期もあります。

また、朝や日中、夜間など、時間帯によっても見え方は異なります。

心理的要因

見る人の好みや価値観等により、景観の感じ方はそれぞれ異なります。また、知識や経験、社会経済情勢の変化などによって、好みや価値観等が変わっていくこともあります。

※3 **仰瞰景観・俯瞰景観** タワーや山を下から見上げる景観を「仰瞰景観」といい、また、その逆にタワー上部や山頂から見下ろす景観を「俯瞰景観」という。

※4 **シーン景観・シークエンス景観** 「シーン景観」は、ある場所において一方向を見たときの景観をいい、風景写真や絵画のようなもの。これに対し「シークエンス景観」は車窓から見える風景が連続して変化していくように、視点の移動によって変化する景観をいう。

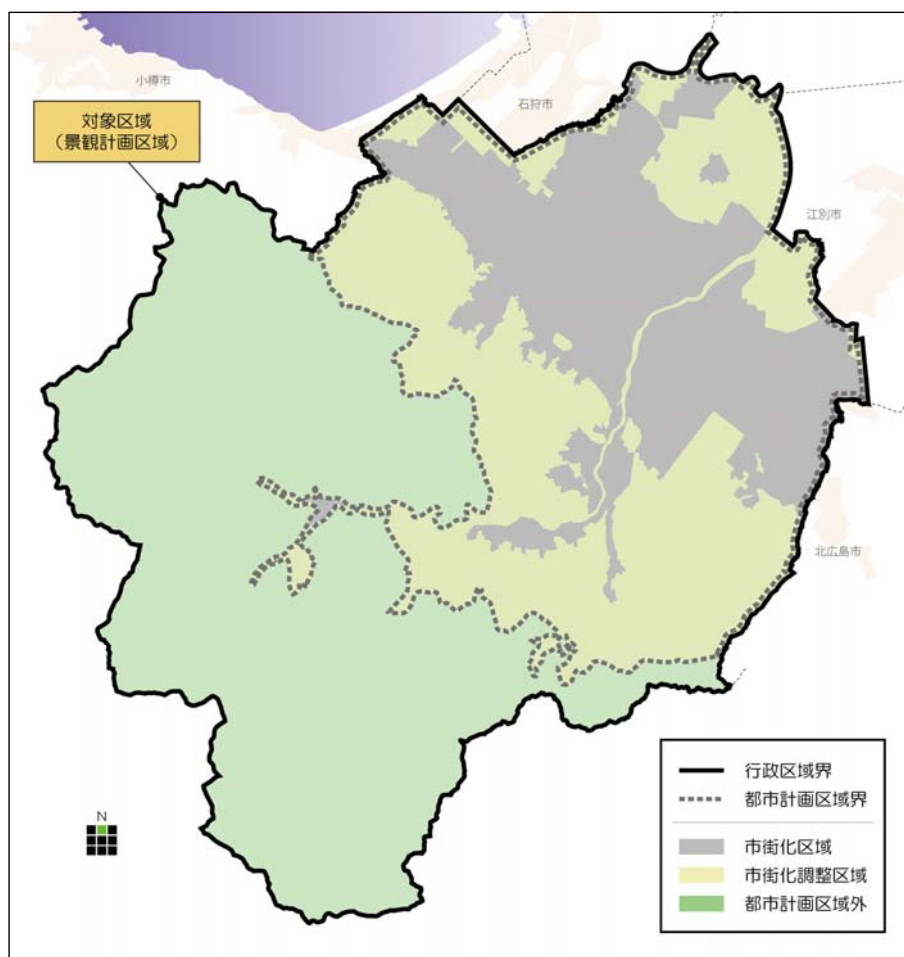
(2) 計画期間

長期的な視点をもって定める指針として、また、都市計画マスタープランとも整合を図り、計画期間は平成47年（2035年）までのおおむね20年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や関連計画等の変更などに応じ、計画期間内に将来展望に変化が生じた場合には、計画を適宜見直すものとします。

(3) 対象区域

札幌市の行政区域全域とします（景観法第8条第2項第1号の規定による「景観計画区域」）。



計画の対象区域

(4) 都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念等

1 - 2 で示したとおり、この計画のうち都市計画区域についての内容は、都市計画マスタープランに適合するものとして定める必要があります。

都市計画マスタープランでは、都市づくりの理念や基本目標、市街地等の区分として以下を示しています。

また、都市再生特別措置法の規定により都市計画マスタープランの一部とみなすとされている札幌市立地適正化計画では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域等を示しています。

【都市づくりの理念】



【都市づくりの基本目標】

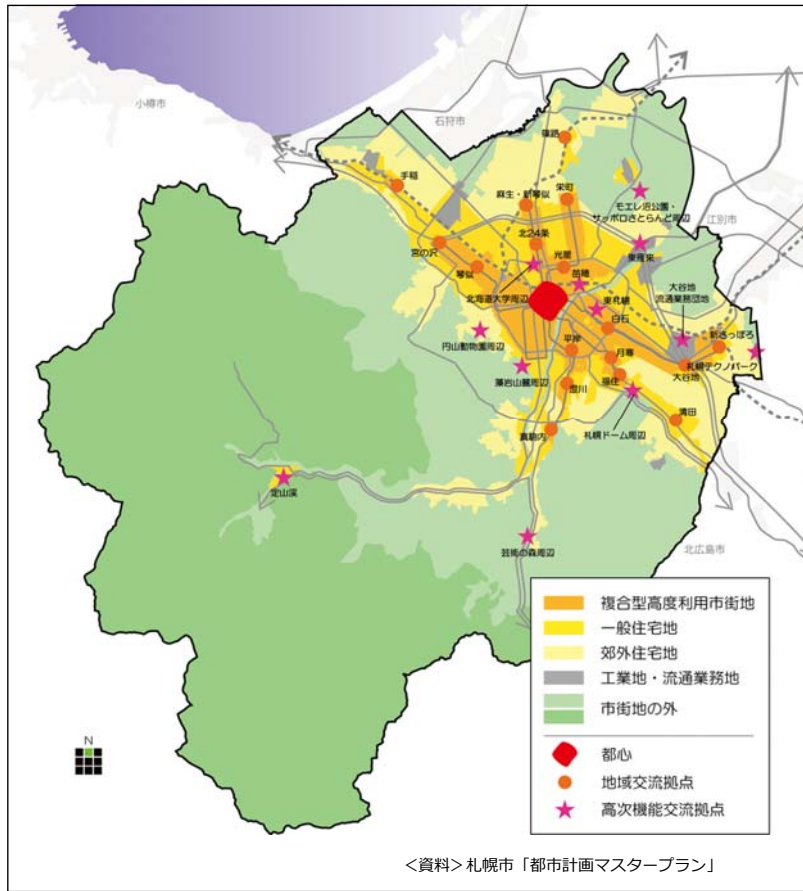
(都市づくり全体)

- 高次な都市機能や活発な経済活動により、都市の魅力と活力を創出し、道内をはじめ国内外とつながり北海道をリードする**世界都市**
- 超高齢社会を見据え、地下鉄駅の周辺などに、居住機能と生活を支える多様な都市機能を集積することなどにより、円滑な移動や都市サービスを楽しめる**コンパクトな都市**
- 自然と調和したゆとりある郊外での暮らしや、利便性の高い都心・地下鉄駅周辺などでの暮らしが選択できるなど、住まいの多様性が確保された**札幌らしいライフスタイルが実現できる都市**
- 公共交通を基軸としたまちづくりの推進や、新たなエネルギーネットワークの構築などによる**低炭素都市**
- 都市基盤が効率的に維持・保全され、都市活動が災害時にも継続できる**安全・安心な都市**

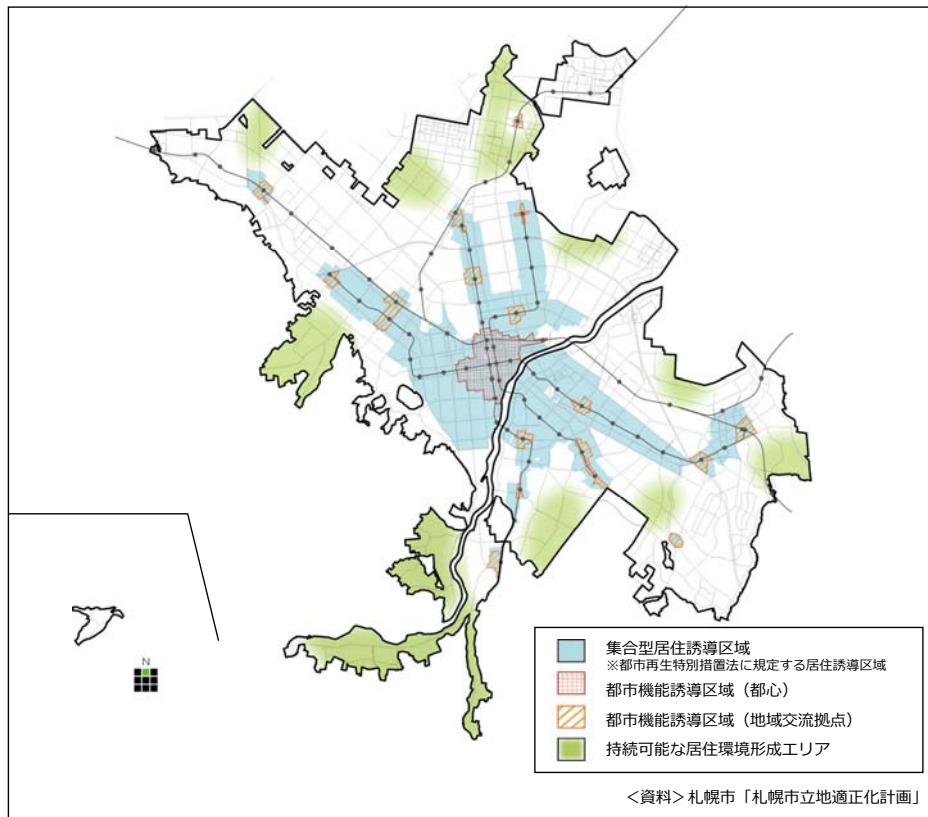
(身近な地域)

- **多様な協働**による地域の取組が連鎖する都市

【都市計画マスタープランにおける市街地等の区分】



【札幌市立地適正化計画における各区域の範囲】



1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題

(1) 景観施策の経緯・現状

① 条例制定前の施策展開 ～札幌市都市景観要綱～

札幌市の景観施策は、昭和56年(1981年)に「札幌市都市景観委員会」を設置したことに始まります。同年、当委員会から景観施策の基本的考え方をまとめた提言を受け、昭和58年(1983年)に「札幌市都市景観賞」を創設、また、昭和63年(1988年)に「札幌市都市景観要綱」を定めました。

この要綱に基づき、以下のとおり都心部において都市景観形成地区を指定し、地区内の建築行為等の届出・協議を始めました。

昭和63年(1988年)	大通地区都市景観形成地区の指定
平成4年(1992年)	札幌駅前通北街区地区都市景観形成地区の指定

② 条例に基づく施策展開 ～札幌市都市景観基本計画、札幌市都市景観条例(旧)～

平成9年(1997年)、都市景観の形成に関する基本的な方針として「札幌市都市景観基本計画」を策定し、平成10年(1998年)にはこの基本計画を支える自主条例として「札幌市都市景観条例」を制定しました。

この条例に基づき、市内全域で大規模建築物等の届出・協議を開始するなど、以下のような取組を展開してきました。

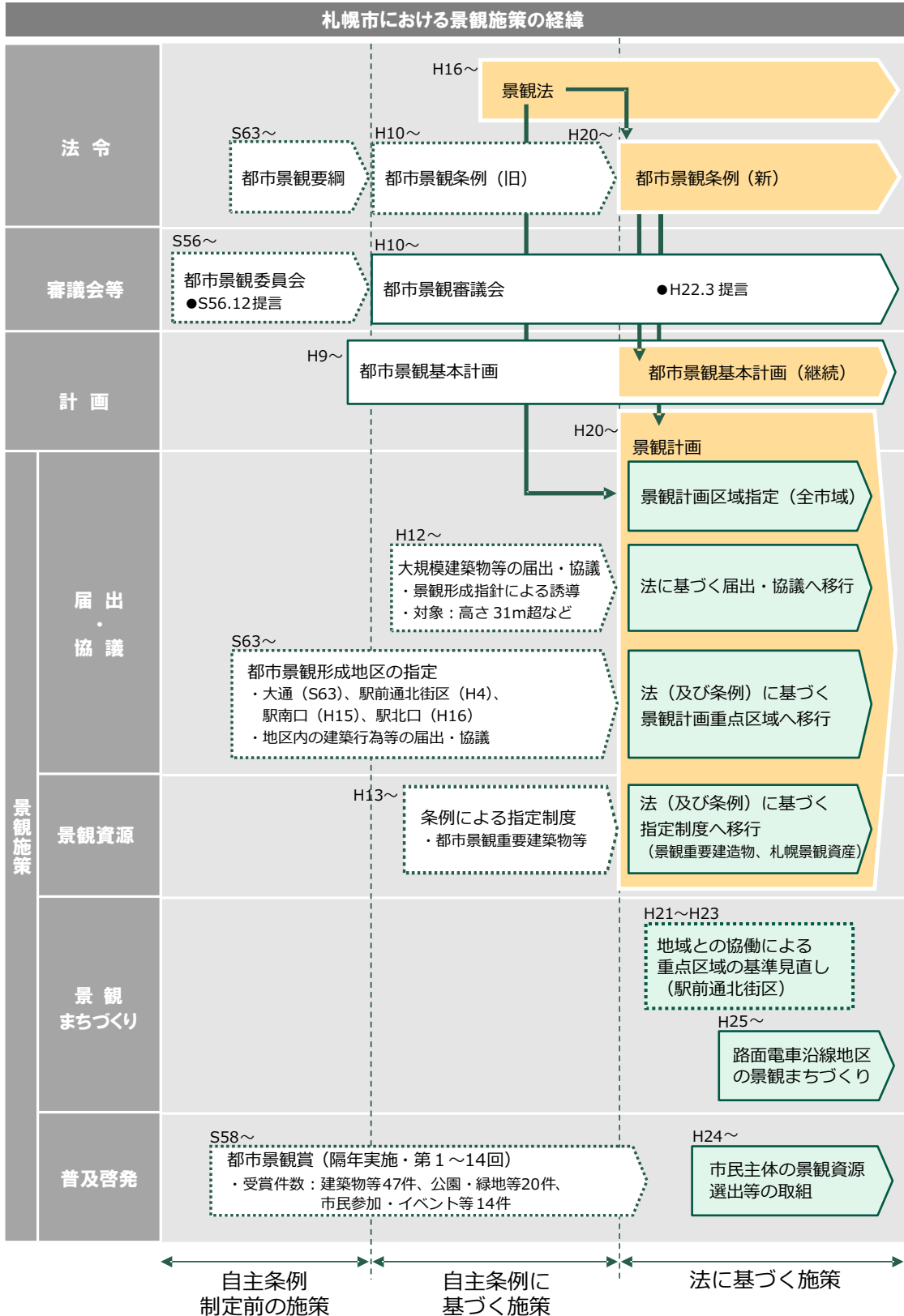
平成10年(1998年)	札幌市都市景観審議会を設置
平成12年(2000年)～	大規模建築物等の届出・協議
平成13年(2001年)～	都市景観重要建築物等の指定

③ 法に基づく施策展開 ～札幌市景観計画、札幌市都市景観条例(新)～

平成16年(2004年)、これまで各自治体が自主条例等で展開してきた景観施策の根拠となる景観法が制定されました。

この景観法を受け、これまで展開してきた景観施策の実効性を高めるため、平成19年(2007年)に「札幌市都市景観条例」を全部改正(平成20年4月1日施行)するとともに、法に基づく「札幌市景観計画」を新たに策定(平成20年4月1日適用)し、以下の取組を進めてきました。

平成20年(2008年)～	法に基づく大規模建築物等の届出・協議 (旧条例の届出からの移行)
平成20年(2008年)～	法及び条例に基づく景観重要建造物等の指定 (旧条例の都市景観重要建築物等からの移行)
平成22年(2010年)～	札幌市都市景観審議会からの提言を受けた、 地域ごとの景観まちづくりの展開
平成24年(2012年)～	市民主体の景観資源選出等の取組 (札幌市都市景観賞の見直しによる試行的取組)



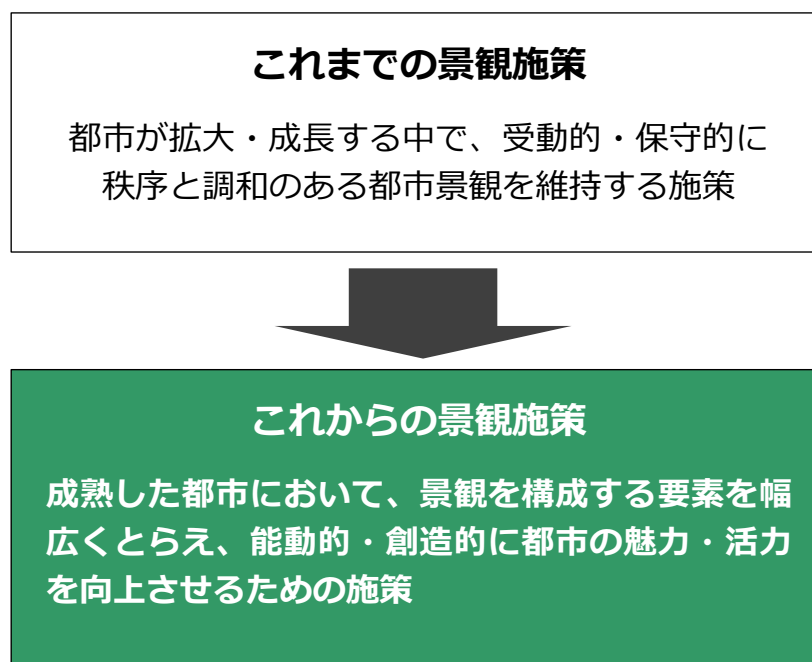
(2) これからの景観施策の主要課題

(1)で整理したように、これまで札幌市では多様な景観施策を展開してきましたが、その取組は、大規模建築物等の届出・協議や歴史的建築物の景観重要建造物への指定など、都市が拡大・成長する中で受動的・保守的に秩序と調和のある都市景観を維持する施策が中心であったといえます。

しかしながら、今後は、人口減少・超高齢社会の到来、地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化など、札幌を取り巻く状況が大きく変化していくと見込まれており、都市の変化もこれまでのような新たな市街地の開発ではなく、個別の建築物や街区単位での段階的な更新が主体になると考えられます。こうした状況において景観の魅力を高めていくためには、これまで築かれてきた生活・文化を踏まえ、地域住民を含めた多様な主体が協力し取組を積み重ねていくことが不可欠となります。

また、平成38年(2026年)冬季オリンピックの招致表明や、平成42年度に予定されている北海道新幹線の札幌開業を受け、今後札幌には国内外から注目が集まり、人の往来もますます活発になっていくと予想されることから、札幌の魅力を向上し、発信していく必要性は一層高まっています。

そのため、これからの景観施策では、成熟した都市において、気候、地形、植生などの「自然」や、街並み、道路などの「都市」といった要素はもとより、歴史、文化、産業といった「人(暮らし)」の要素も含めて幅広くとらえ、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策へと転換していくことが大きな課題です。



1-5 計画の構成

第1章

目的と位置付け

計画策定の目的や位置付け、計画の前提等について整理します。

第2章

札幌の景観特性

札幌の景観特性について「自然」、「都市」、「人（暮らし）」の3つの観点から整理します。

第3章

景観形成の理念・目標・基本姿勢

前章までの内容を踏まえ、景観形成の理念、3つの目標、6つの基本姿勢を示します。

第4章

良好な景観の形成に関する方針

前章までの内容を踏まえ、全市的視点からの方針を「自然」、「都市」、「人（暮らし）」の3つの観点から示すとともに、地域的視点からの方針を示します。

第5章

良好な景観の形成に向けた取組

前章までの内容を踏まえ、良好な景観の形成に向けた取組について整理します。

届出
・
協議景観
資源景観
まちづくり普及
啓発

第6章

計画の推進にあたって

計画の推進体制と進行管理について示します。